第５章　施策の推進
～「元気高齢者は地域活動の担い手に」～

１．元気高齢者の活躍できる場の充実

（１）生きがいづくり・社会参画の推進

①　施策の方針

高齢者が社会的に役割を持つことは、生きがいづくりにもなり、少子高齢化が進む中で、元気高齢者が地域活動の担い手となって、支援が必要な高齢者を支えることが期待されています。

元気な高齢者自らが自分にあった活動を見つけ、積極的に社会参加・参画していくことを目指して、就労・学習などに関する高齢者ニーズの把握に努めるとともに、関連する施策や事業の広報を行うなど、参加・参画のきっかけにつながる情報提供に取り組んでいきます。

高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、充実した生活を送ることができるよう、高年クラブなどの健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりにつながる活動を支援していきます。

②　主な取組み

≪活動のきっかけにつながる情報提供≫

就労や生涯学習、健康づくりなどに関心をもっている高齢者のニーズを、関連する施策や事業につなげていくため、高齢者の就労・学習ニーズの把握と、高齢者関連機関の実施している事業などの情報収集・情報提供に努めます。

≪高年クラブ活動の支援≫

健康づくりや生きがいづくり、社会奉仕活動などを通じて、地域における明るい長寿社会づくりを目指す高年クラブの活動を支援するとともに、地域コミュニティづくりの担い手として地域貢献活動の促進に努めます。その他、高年クラブ連合会と連携して、60 歳代の加入促進のための取組みを推進します。

≪地域活動の担い手となる人材養成（高齢者大学等）≫

高齢者の学習の場であるとともに、地域社会活動の指導者の養成の場である高齢者大学等において、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図ることにより、地域活動の担い手となる人材を養成します。

（２）雇用・就労対策の推進

①　施策の方針

社会の様々な分野で活躍してきた高齢者がこれまでの経験を活かして、就労することは経済的な安定に留まらず、地域社会の活性化にもつながります。地域において高齢者の雇用が進み、就労の機会が増加するよう、シルバー人材センターなどを通じた支援を行います。

②　主な取組み

≪シルバー人材センターによる雇用の推進≫

就労を通じての高齢者の生きがいづくりに貢献するシルバー人材センターが、小学校区ごとのまちづくり活動の一翼を担い、要援護高齢者を対象とする地域活動などをより強化できるよう支援します。また、シルバー人材センターが実施している事業内容を知ってもらうため、広報紙などを活用してわかりやすい広報に努め、就労機会の増加と新規会員の加入促進を図ります。

２．介護予防と健康づくりの推進

（１）参加型介護予防の推進

①　施策の方針

市民の一人ひとりが介護予防に関する知識や重要性を理解し、主体的に介護予防に取り組んでいけるよう支援します。

これからの介護予防の推進にあたっては、国により一次予防事業対象者（高齢者）と二次予防事業対象者（生活機能の低下がある高齢者）を区別せずに行うこととされているが、市においても、従来までの機能回復訓練を中心としたアプローチだけではなく、高齢者の生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう、身近な地域で高齢者の誰もが目的や役割をもって参加できる住民主体の通いの場が増えるよう支援していきます。

高齢者のニーズを踏まえた集団での運動や栄養改善などの介護予防教室を地域の身近な場所で実施します。また、参加者が自主的に継続的に運動などに取り組めるよう支援することで、要支援状態の軽減を目指します。

②　主な取組み

≪介護予防・日常生活支援総合事業の推進≫

高齢者が参加する住民主体の通いの場を充実させるなど、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めます。

≪介護予防の推進≫

市民による自主的な介護予防活動の展開を目指し、介護予防の必要性や様々な情報をホームページや広報紙、教室の開催を通じて提供し、市民への周知に努めます。また、地域特性やニーズを踏まえた介護予防プログラムの実施を検討します。

（２）健康づくりの推進

①　施策の方針

高年期に活力ある生活を送る（健康寿命を延伸する）ためには、若いうちからの健康づくりや生活習慣病予防が重要であることから、「新あかし健康プラン21」に基づき、健康増進事業の実施に努めます。また、各種健診や介護予防事業などを通じて日常生活の中で自らの健康について省みるきっかけづくりを行うとともに、あらゆる機会を通じて健康づくりに関する情報提供に努めます。

②　主な取組み

≪健康づくりの支援≫

市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、健康寿命の延伸を目指し、「新あかし健康プラン 21」に基づき、生活習慣病の予防に重点的に取り組みます。また、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握し、生活機能の維持向上に向けた取組みを進めます。

≪各種健診の受診やかかりつけ医の周知≫

高齢者の健康づくりへの取組みを推進するため、各種健診の受診やかかりつけ医を持つことの重要性を周知します。

３．地域力の向上

（１）コミュニティ施策との連携

①　施策の方針

市のコミュニティ施策として、小学校区において自治会を中心に、ＰＴＡ、高年クラブ、民生児童委員、ＮＰＯ、ボランティアなど様々な団体や個人が参加するまちづくり組織を結成し、行政との役割分担のもと、高齢者も地域活動の担い手であるという観点から、積極的に参画することにより、地域の課題を地域で考え取り組む協働のまちづくりをより一層進めます。

②　主な取組み

≪協働のまちづくりの推進≫

各小学校区のまちづくり組織において、まちづくりのビジョンや方策をまとめたまちづくり計画策定の過程を通じて、組織強化に取り組みます。

この取組みを通じて、まちづくり組織のもとで様々な団体や個人がこれまで以上に連携、交流することにより、高齢者の生きがいづくりなどの地域課題に対して各校区の実情に見合った取組みをより一層進めていきます。

≪地区担当職員との連携≫

地区社会福祉協議会の活動を支援するために配置されている社会福祉協議会の地区担当職員と連携することにより、地域の福祉課題を解決するための十分な担い手の発掘などを推進します。

第６章　介護保険事業の今後の見込み

１．介護保険料基準額の推計手順

第６期計画期間（平成 27 年(2015 年)度～29 年(2017 年)度）、平成 32 年(2020 年)度、平成 37 年(2025 年)度における介護保険事業の第１号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、以下の手順に沿って算出しました。第５期計画期間（平成 24 年(2012 年)度～26 年(2014 年)度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績を基に推計を行い、次に介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第１号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

介護保険料基準額の推計手順

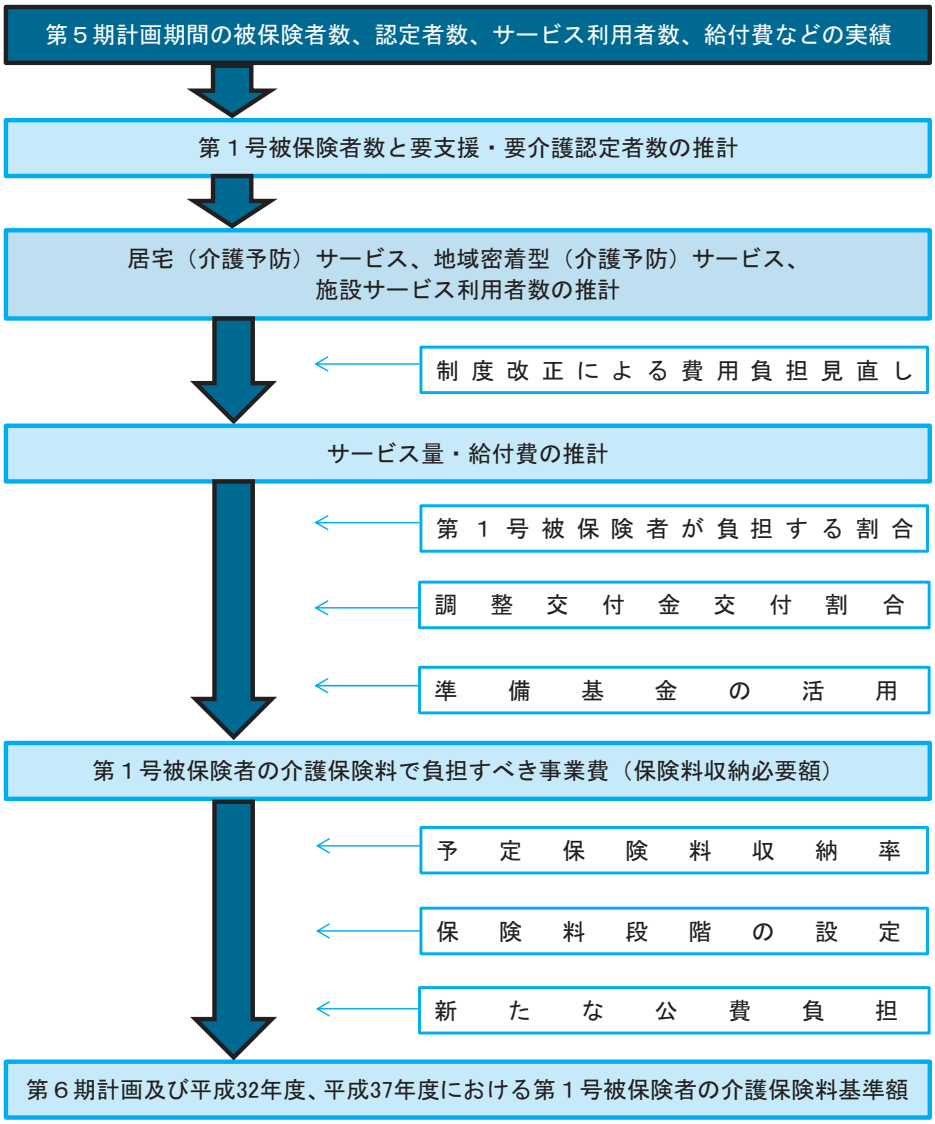

2．要支援・要介護認定者数の状況

認定者数は、平成 24 年(2012 年)度は 92 人、平成 25 年(2013 年)度は 392 人、平成 26 年(2014 年)度は 111 人計画値を上回っています。

要介護度別にみると、平成 24 年(2012 年)度以降、要支援 1 は計画値を上回り、要介護 1 は計画値を大きく下回っています。

要介護度別の要支援・要介護認定者数

（単位：人）

	実績値			計画値			計画値との差		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援	4, 350	4, 910	5, 202	4, 158	4, 324	4, 553	192	586	649
要支援 1	2, 379	2, 637	2, 855	2, 277	2, 315	2, 370	102	322	485
要支援 2	1, 971	2, 273	2, 347	1, 881	2, 009	2, 183	90	264	164
要介護	7, 836	8, 141	8, 198	7, 936	8, 335	8, 736	−100	−194	−538
要介護 1	2, 533	2, 291	2, 232	2, 771	2, 927	3, 083	−238	−636	−851
要介護 2	1, 612	1, 846	1, 900	1, 584	1, 705	1, 829	28	141	71
要介護 3	1, 299	1, 380	1, 435	1, 205	1, 179	1, 148	94	201	287
要介護 4	1, 271	1, 354	1, 391	1, 241	1, 346	1, 456	30	8	−65
要介護 5	1, 121	1, 270	1, 240	1, 135	1, 178	1, 220	−14	92	20
合計	12, 186	13, 051	13, 400	12, 094	12, 659	13, 289	92	392	111

※各年度 9 月末現在。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※要支援・要介護認定者数には第 2 号被保険者を含む。

要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移と計画値との比較

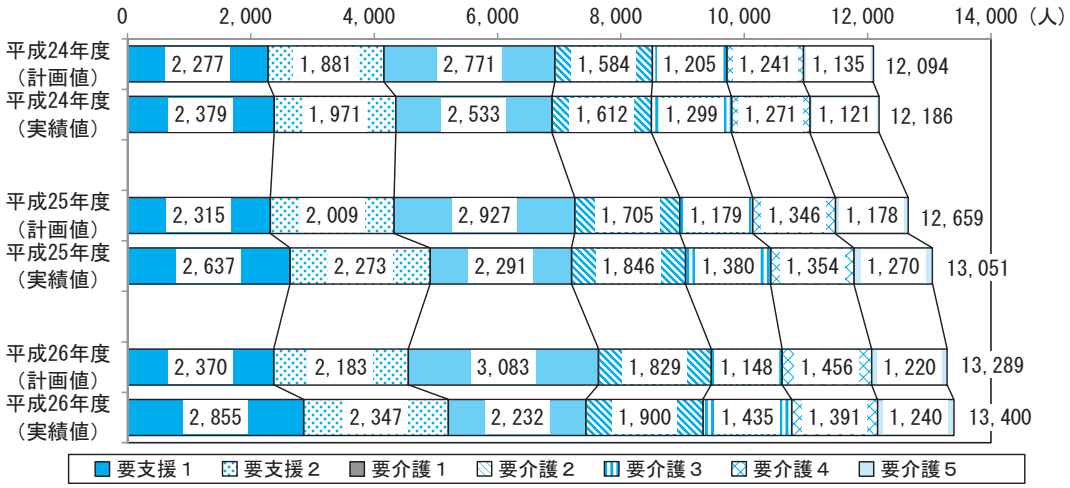

３．介護保険サービスの利用状況

（１）施設・居住系サービスの利用者数

介護保険施設サービスの利用者数は、平成 25 年(2013 年) 9 月利用分が 1,727 人、地域密着型（介護予防）サービスは 264 人となっており、ほぼ見込み通りとなっています。

施設・居住系サービスの利用者数

（単位：人／月）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護保険施設サービス	1,677	1,727	1,765	1,789	1,886	−88	−62
介護老人福祉施設	928	949	936	936	1,008	−8	13
介護老人保健施設	620	656	677	701	726	−57	−45
介護療養型医療施設	129	122	152	152	152	−23	−30
介護（予防）サービス	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護（介護専用型）	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型（介護予防）サービス	260	264	262	282	303	−2	−18
認知症対応型共同生活介護	257	263	260	280	300	−3	−17
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	1	2	2	3	1	−1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

※実績値は、国保連合会給付実績（各年９月利用、10 月審査分）による。
※計画値との差＝実績値－計画値。

（２）居宅・地域密着型サービス等の利用状況

居宅・地域密着型サービス等の利用状況については、以下のとおりです。

居宅・地域密着型サービス等の利用状況

（年間）

			実績値		計画値		計画値との差	
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅サービス	訪問介護	利用者数(人)	23,178	23,878	24,930	27,264	−1,752	−3,386
		利用回数(回)	465,248	485,958	452,714	495,952	12,534	−9,994
	訪問入浴介護	利用者数(人)	1,549	1,577	1,382	1,552	167	25
		利用回数(回)	8,091	8,342	7,605	8,550	486	−208
	訪問看護	利用者数(人)	9,264	10,327	9,068	9,988	196	339
		利用回数(回)	54,833	62,360	55,352	61,085	−519	1,275
	訪問リハビリテーション	利用者数(人)	2,515	2,478	2,653	2,918	−138	−440
		利用回数(回)	13,873	14,018	27,838	30,691	−13,965	−16,673
	居宅療養管理指導	利用者数(人)	9,125	10,048	10,680	11,316	−1,555	−1,268
	通所介護	利用者数(人)	25,613	28,203	27,900	30,132	−2,287	−1,929
		利用回数(回)	249,549	278,150	260,045	280,477	−10,496	−2,327
	通所リハビリテーション	利用者数(人)	10,691	10,733	11,582	12,639	−891	−1,906
		利用回数(回)	92,051	95,421	94,225	102,770	−2,174	−7,349
	短期入所生活介護	利用者数(人)	6,931	7,371	7,656	8,748	−725	−1,377
		利用回数(日)	80,284	86,827	87,125	99,484	−6,841	−12,657
	短期入所療養介護	利用者数(人)	1,177	1,310	989	1,091	188	219
		利用回数(日)	10,729	13,144	7,404	8,160	3,325	4,984
	特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	3,021	3,130	3,948	3,948	−927	−818
	福祉用具貸与	利用者数(人)	32,282	34,914	29,952	32,736	2,330	2,178
	特定福祉用具販売	利用者数(人)	895	787	1,020	1,140	−125	−353
	住宅改修	利用者数(人)	836	786	996	1,068	−160	−282
居宅介護支援		利用者数(人)	57,913	61,079	55,168	61,268	2,745	−189
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人)	0	203	0	0	0	203
	夜間対応型訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	利用者数(人)	942	928	1,011	1,110	−69	−182
		利用回数(回)	10,605	10,651	10,142	11,140	463	−489
	小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	1,514	1,607	1,152	1,152	362	455
	認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	3,112	3,125	3,120	3,360	−8	−235
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	複合型サービス	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

※実績値は、国保連合会給付実績による。
※計画値との差＝実績値－計画値。

（３）介護予防・地域密着型介護予防サービス等の利用状況

介護予防・地域密着型介護予防サービス等の利用状況については、以下のとおりです。

介護予防・地域密着型介護予防サービス等の利用状況

（年間）

			実績値		計画値		計画値との差	
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	利用者数(人)	19,063	20,918	18,763	20,258	300	660
	介護予防訪問入浴介護	利用者数(人)	6	12	0	0	6	12
		利用回数(回)	21	98	0	0	21	98
	介護予防訪問看護	利用者数(人)	2,110	2,393	1,702	1,904	408	489
		利用回数(回)	8,785	10,264	7,449	8,394	1,336	1,870
	介護予防訪問リハビリテーション	利用者数(人)	591	473	686	773	−95	−300
		利用回数(回)	2,875	2,453	7,015	7,982	−4,140	−5,529
	介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人)	835	1,086	972	1,032	−137	54
	介護予防通所介護	利用者数(人)	12,910	15,859	11,559	12,653	1,351	3,206
	介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人)	3,608	3,815	3,730	4,124	−122	−309
	介護予防短期入所生活介護	利用者数(人)	230	234	324	408	−94	−174
		利用回数(日)	1,071	1,107	1,744	2,236	−673	−1,129
	介護予防短期入所療養介護	利用者数(人)	8	4	67	74	−59	−70
		利用回数(日)	28	12	707	790	−679	−778
	介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	615	654	622	649	−7	5
	介護予防福祉用具貸与	利用者数(人)	9,161	11,285	7,750	8,611	1,411	2,674
	特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人)	427	448	484	596	−57	−148
	介護予防住宅改修	利用者数(人)	540	655	504	528	36	127
介護予防支援		利用者数(人)	34,004	38,199	31,128	32,892	2,876	5,307
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	利用者数(人)	18	6	14	17	4	−11
		利用回数(回)	82	45	72	84	10	−39
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	196	214	139	158	57	56
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	36	19	27	29	9	−10

※実績値は、国保連合会給付実績による。
※計画値との差＝実績値－計画値。

4．介護保険サービス費の傾向

（1）介護給付費

平成 25 年(2013 年)度の介護給付費は、実績値が計画値を下回っています。内訳をみると、居宅サービス、施設サービスが計画値を下回り、地域密着型サービスが計画値を上回っています。

介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

（単位：千円）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護給付費　計	13,808,673	14,645,383	14,829,299	15,681,293	16,824,927	−1,020,626	−1,035,910
居宅サービス	6,547,189	7,086,254	6,990,805	7,599,226	8,212,071	−443,616	−512,972
訪問介護	1,319,301	1,364,546	1,351,114	1,481,073	1,611,032	−31,813	−116,527
訪問入浴介護	96,173	99,753	88,910	99,969	111,028	7,263	−216
訪問看護	415,183	455,032	406,067	448,251	490,435	9,116	6,781
訪問リハビリテーション	79,019	80,217	82,496	90,932	99,368	−3,477	−10,715
居宅療養管理指導	96,117	105,052	87,106	92,296	92,296	9,011	12,756
通所介護	1,954,042	2,206,603	2,084,070	2,249,013	2,426,460	−130,028	−42,410
通所リハビリテーション	806,997	825,913	858,787	938,118	1,017,449	−51,790	−112,205
短期入所生活介護	664,129	741,367	803,990	918,568	1,030,256	−139,861	−177,201
短期入所療養介護	109,100	133,244	78,260	86,367	94,473	30,840	46,877
特定施設入居者生活介護	569,160	600,405	714,617	714,617	714,617	−145,457	−114,212
福祉用具貸与	409,940	450,054	401,873	442,052	482,231	8,067	8,002
特定福祉用具販売	28,028	24,068	33,515	37,970	42,426	−5,487	−13,902
住宅改修	81,867	76,250	94,122	100,926	111,132	−12,255	−24,676
居宅介護支援	725,813	767,716	794,698	884,047	973,396	−68,885	−116,331
地域密着型サービス	1,135,818	1,214,214	1,041,447	1,107,763	1,227,452	94,371	106,451
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	30,380	0	0	0	0	30,380
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	113,870	116,389	100,988	110,043	121,098	12,882	6,346
小規模多機能型居宅介護	265,465	295,175	200,926	200,926	252,772	64,539	94,249
認知症対応型共同生活介護	756,483	772,270	739,533	796,794	853,582	16,950	−24,524
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	5,317,986	5,500,949	5,908,226	5,988,331	6,300,875	−590,240	−487,382
介護老人福祉施設	2,707,487	2,803,589	2,978,316	2,978,316	3,207,417	−270,829	−174,727
介護老人保健施設	2,070,631	2,160,072	2,259,638	2,339,743	2,423,186	−189,007	−179,671
介護療養型医療施設	539,868	537,288	670,272	670,272	670,272	−130,404	−132,984

※実績値は、明石市介護保険事業特別会計決算による。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

（２）予防給付費

平成 25 年(2013 年)度の予防給付費は、実績値が計画値を上回っています。内訳をみると、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスともに計画値を上回っています。

予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

（単位：千円）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予防給付費　計	1,363,100	1,556,255	1,310,359	1,443,227	1,576,584	52,741	113,028
介護予防サービス	1,142,352	1,311,183	1,103,641	1,224,424	1,345,267	38,711	86,759
介護予防訪問介護	366,512	403,609	351,521	383,129	414,738	14,991	20,480
介護予防訪問入浴介護	187	870	0	0	0	187	870
介護予防訪問看護	61,919	72,344	50,364	56,833	63,301	11,555	15,511
介護予防 訪問リハビリテーション	16,648	13,919	20,457	23,279	26,102	−3,809	−9,360
介護予防 居宅療養管理指導	8,127	10,504	7,872	8,358	8,546	255	2,146
介護予防通所介護	415,721	508,194	392,634	437,558	482,483	23,087	70,636
介護予防 通所リハビリテーション	146,827	153,360	150,693	169,616	188,269	−3,866	−16,256
介護予防 短期入所生活介護	6,757	6,858	12,482	16,037	19,295	−5,725	−9,179
介護予防 短期入所療養介護	313	109	5,754	6,489	7,223	−5,441	−6,380
介護予防 特定施設入居者生活介護	50,426	60,514	51,201	53,941	57,605	−775	6,573
介護予防福祉用具貸与	58,886	69,297	48,808	54,536	60,263	10,078	14,761
特定介護予防福祉用具 販売	10,029	11,605	11,855	14,648	17,442	−1,826	−3,043
介護予防住宅改修	54,383	62,515	47,628	49,896	52,164	6,755	12,619
介護予防支援	146,026	163,635	142,100	150,159	158,219	3,926	13,476
地域密着型介護予防サービス	20,339	18,922	16,720	18,747	20,933	3,619	175
介護予防 認知症対応型通所介護	667	445	506	592	678	161	−147
介護予防 小規模多機能型居宅介護	11,917	13,626	10,130	11,601	13,072	1,787	2,025
介護予防認知症対応型 共同生活介護	7,755	4,851	6,084	6,554	7,183	1,671	−1,703

※実績値は、明石市介護保険事業特別会計決算による。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

（３）総給付費（介護給付費・予防給付費）

第５期計画期間における総給付費の推移をみると、居宅（介護予防）サービスに要した費用が施設サービスを上回っています。

サービス区分別の総給付費の推移

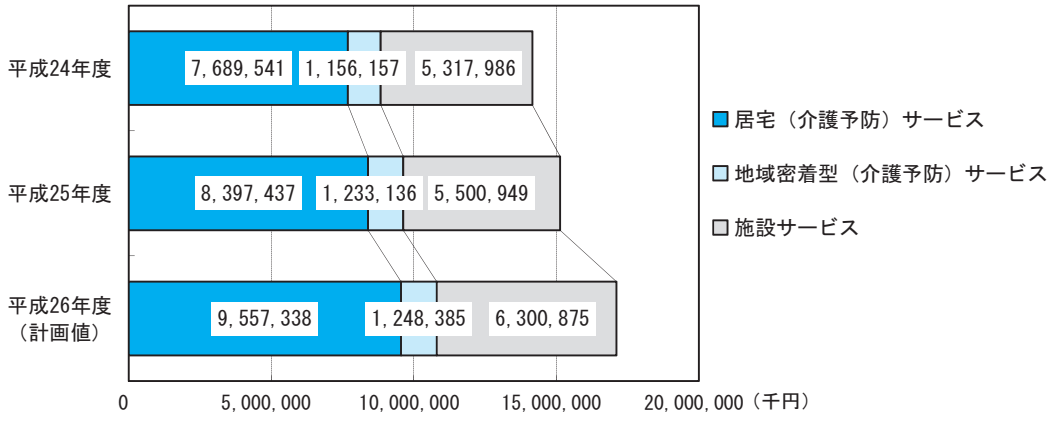

被保険者１人当たりの給付費をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設地域密着型サービス、その他居宅サービスで、全国、兵庫県に比べて被保険者１人当たり給付費が低くなっており、引き続き地域密着型サービスなどの基盤整備について努めていく必要があります。

サービス系列別被保険者１人当たり給付指数による比較（全国平均＝100）

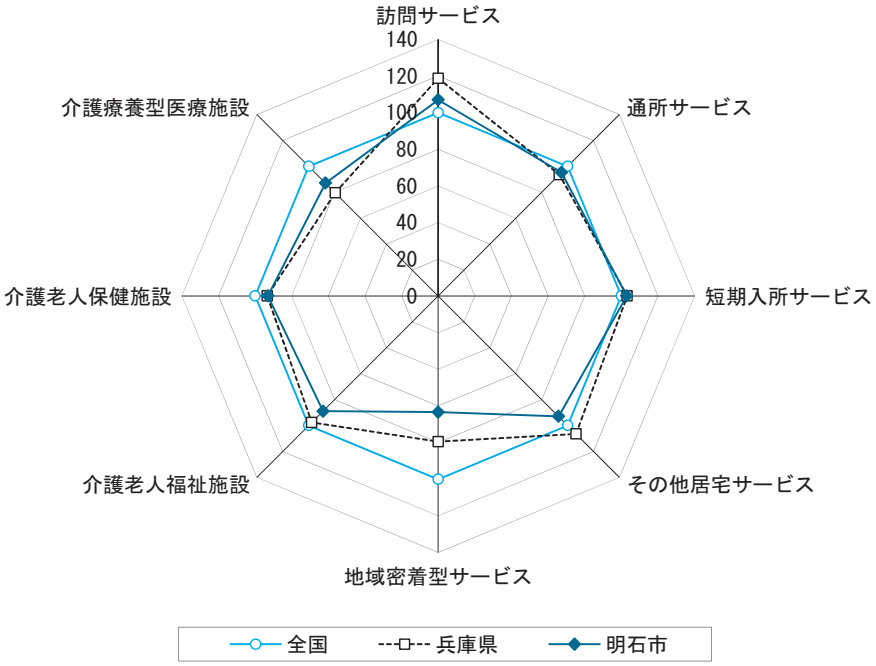

※平成 26 年(2014 年) 7 月利用分（８月審査分)。

（４）標準給付費

第５期計画期間の標準給付費（保険給付費と算定対象審査支払手数料の合計額）は、以下のとおりです。

標準給付費

（単位：千円）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
標準給付費	16,154,157	17,217,688	17,132,178	18,204,061	19,577,709	−978,021	−986,373
保険給付費	16,139,308	17,203,189	17,116,728	18,187,306	19,559,598	−977,420	−984,117
総給付費	15,171,773	16,201,638	16,139,657	17,124,520	18,401,511	−967,884	−922,882
介護給付費	13,808,673	14,645,383	14,829,299	15,681,293	16,824,927	−1,020,626	−1,035,910
予防給付費	1,363,100	1,556,255	1,310,359	1,443,227	1,576,584	52,741	113,028
特定入所者介護サービス費等給付額	608,715	641,756	605,581	641,916	680,431	3,134	−160
高額介護サービス費等給付額	291,926	315,602	329,196	378,576	435,362	−37,270	−62,974
高額医療合算介護サービス費等給付額	66,894	44,193	42,294	42,294	42,294	24,600	1,899
算定対象審査支払手数料	14,849	14,499	15,449	16,755	18,111	−600	−2,256

※実績値は、明石市介護保険事業特別会計決算による。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

（５）地域支援事業費

第５期計画期間の地域支援事業費（介護予防事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は、以下のとおりです。

地域支援事業費

（単位：千円）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域支援事業費	341,898	355,079	427,918	454,683	488,990	86,020	99,604
介護予防事業費	52,636	57,303					
包括的支援事業費・任意事業費	289,262	297,776					

※実績値は、明石市介護保険事業特別会計決算による。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

（６）総事業費

第５期計画期間の総事業費（標準給付費と地域支援事業費の合計額）は、以下のとおりです。

総事業費

（単位：千円）

	実績値		計画値			計画値との差	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総事業費	16,496,055	17,572,767	17,560,096	18,658,743	20,066,699	−1,064,041	−1,085,976
標準給付費	16,154,157	17,217,688	17,132,178	18,204,061	19,577,709	−978,021	−986,373
地域支援事業費	341,898	355,079	427,918	454,683	488,990	−86,020	−99,604

※実績値は、明石市介護保険事業特別会計決算による。
※計画値との差＝実績値－計画値。
※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

５．介護保険施設等の整備方針

（１）整備の意義について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、また、県においてもそれを踏まえた指針を策定し示していることから、市においても、可能な限り、住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、居宅サービスを中心とした介護保険サービスを整えることが喫緊の課題と考えています。

しかしながら、軽中度の要介護認定者であっても家族による介護が困難な場合については在宅生活の継続が難しいことや、今後もさらなる認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第５期計画期間と同様、第６期計画期間においても、介護老人福祉施設や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの居住系サービスを整備する必要があると考えています。

（２）施設整備数の目標設定における兵庫県の基本指針

①　介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅生活の継続を望む要介護高齢者やその家族への対応強化や施設サービスと在宅サービスのバランスの取れた基盤整備の観点から、平成37年(2025年)度における介護老人福祉施設の利用者数のうち概ねその２割は、施設サービスから在宅サービスに移行できるよう、特定施設入居者生活介護、あるいは 24 時間の定期巡回・随時対応型サービスなど、在宅サービスの積極的な拡充に努めること。

なお、その前提となる平成 37 年(2025 年)度における利用者数については、現在の利用者数と待機者数を基に、前期・後期高齢者人口の伸び率などに基づき推計すること。推計した平成 37 年(2025 年)度の利用者数（見込み）を基礎として、地域の実情を考慮し第６期計画期間における利用者数を定めること。

②　その他の施設

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（介護専用型）、認知症高齢者グループホーム（以下、「その他施設」という。）の第６期計画期間のその他施設の利用者数の割合は、平成 25 年(2013 年)度における割合を下回るよう努めること。

その他施設の利用者数の割合の計算式

その他施設の利用者数の割合
＝　その他施設のサービス利用者数　÷　要介護認定者数（要介護２～５）

※明石市におけるその他施設の利用者数の割合は、平成 25 年(2013 年)度は 17.8%（1,042 人/5,850 人）となる。

特に、介護老人保健施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）との機能分担を明確に図りながら整備すること。

今後、地域包括ケアシステムの構築に向け、入院から在宅復帰に向けた支援体制の一役を担う在宅強化型、または在宅復帰・在宅療養支援機能を持つ施設整備を積極的に推進すること。

（３）施設サービス等の整備状況

第５期計画期間では、介護老人福祉施設を１か所、認知症対応型共同生活介護を２ユニット整備し、施設入所待機者の解消や、認知症高齢者の住まいの確保などに努めました。

介護保険施設及び居住系サービス等における整備状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	1,040 床	1,040 床	1,120 床
地域密着型介護老人福祉施設	0 床	0 床	0 床
介護老人保健施設	619 床	619 床	619 床
介護療養型医療施設	172 床	172 床	72 床
特定施設入居者生活介護（混合型）	232 床	232 床	304 床
認知症対応型共同生活介護	255 床	273 床	291 床
小規模多機能型居宅介護	8 か所	10 か所	13 か所
複合型サービス	0 か所	0 か所	0 か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 か所	1 か所	2 か所
短期入所生活介護	297 床	297 床	337 床

※各年度末。

主な地域密着型サービスの整備状況（中学校区別）

		中学校区													合計
		朝霧	大蔵	錦城	衣川	野々池	望海	大久保	大久保北	高丘	江井島	魚住	魚住東	二見	
地域密着型介護老人福祉施設(床)															0
認知症対応型通所介護(人)			12					12	12	10		12			58
認知症対応型共同生活介護(床)		18	18	12	36	18	27	63	9	18	18	9	18	27	291
小規模多機能型居宅介護	通い(人)	15			15	15	30	30	45		15	39			204
	宿泊(床)	7			9	9	14	16	25		9	18			107

※平成 26 年(2014 年)度末。

（４）介護保険施設等の整備の方向性

介護保険施設等の整備状況や、国や県の介護保険施設等の整備方針を踏まえて、市における介護保険施設等の整備計画を以下のとおり示します。

なお、県の指針におけるその他施設の利用者数の割合は、平成 29 年(2017 年)度については 16.9%、平成 37 年(2025 年)度については 14.6%と、いずれも平成 25 年(2013 年)度の割合 17.8%を下回る見込みです。

介護保険施設及び居住系サービス等における整備計画

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	1,120 床	1,120 床	1,120 床	1,120 床	1,120 床	1,120 床
地域密着型介護老人福祉施設	0 床	0 床	58 床	116 床	232 床	377 床
介護老人保健施設	619床	599床	599床	599床	599床	599床
介護療養型医療施設	72床	72床	72床	72床	72床	72床
特定施設入居者生活介護（混合型）	304床	304床	414床	474床	534床	594床
認知症対応型共同生活介護	291床	291床	309床	327床	363床	399床
小規模多機能型居宅介護	13か所	15か所	19か所	23か所	25か所	27か所
複合型サービス	0か所	2か所	3か所	4か所	7か所	12か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	3か所	4か所	5か所	8か所	13か所
短期入所生活介護	337床	337床	357床	377床	417床	467床

※各年度末。

①　介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

県の「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」に基づいた入所の必要性が高い待機者は、平成 26 年(2014 年) 6 月 1 日現在で 287 人でした。平成 23 年(2011 年) 6 月に実施した調査では 265 人であったことを踏まえると、第５期計画に基づき介護老人福祉施設の整備を行ったものの、高齢化の進展に伴い中重度の要介護認定者数が増加しており、その必要性は依然高い状況にあります。

平成 26 年(2014 年)度の利用者数と待機者数を基に、平成 37 年(2025 年)度における介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要とされる利用者数を、県の指針に従い、施設から在宅へ２割移行するとして推計すると、概ね 1,500 人と見込まれます。これにより、平成 37 年(2025 年)度までに、380 床程度の整備が必要と考えています。

また、市内の介護老人福祉施設を利用している人は、市の被保険者が７割であり、市外の被保険者が３割を占めていることなどを踏まえ、市の被保険者が優先的に入所できる地域密着型介護老人福祉施設を整備する必要があると考えています。

要介護度別介護老人福祉施設利用者比率

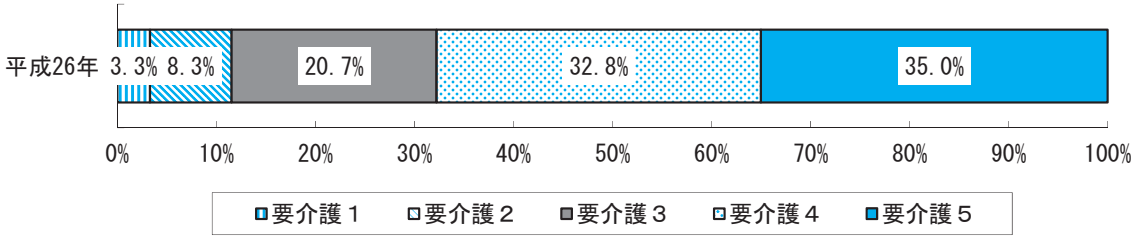

※国保連合会給付実績（平成 26 年(2014 年) 3 月利用分、利用者数 846 人)。

② 介護老人保健施設

在宅復帰を目的としたリハビリテーションを行う施設として、要介護１・２の認定者の受け入れが介護老人福祉施設に比べて高い状況となっています。また、介護老人福祉施設へ入所する必要性が高い待機者のうち約３割が介護老人保健施設で過ごすなど、施設の必要性はあると考えています。

しかしながら、介護老人保健施設の入所待機者は、施設により格差はありますが、数人から多いところでも 10 人となっていること、また、介護老人保健施設の入所待機期間は、在宅復帰による退所が定期的にあり、期間としては１か月から２か月程度であることから、増加を見込んでいません。

要介護度別介護老人保健施設利用者比率

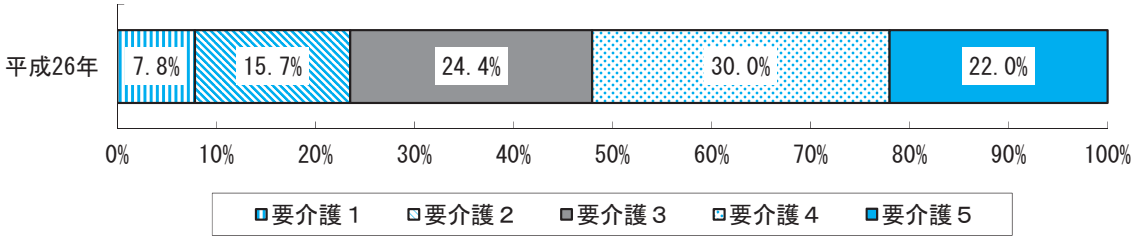

※国保連合会給付実績（平成 26 年(2014 年) 3 月利用分、利用者数 658 人)。

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、国の方針で医療療養型や介護保険施設等への転換が求められていることから、増加を見込んでいません。

要介護度別介護療養型医療施設利用者比率

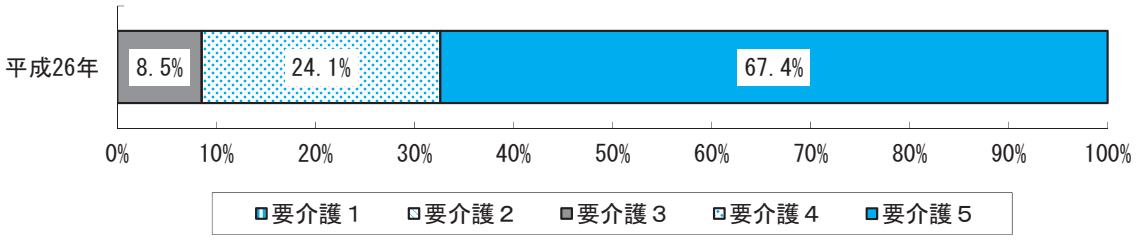

※国保連合会給付実績（平成 26 年(2014 年) 3 月利用分、利用者数 137 人)。

④　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

平成 26 年(2014 年) 7 月時点における市内認知症対応型共同生活介護の待機者が 53 人であることや、国の調査によると 85 歳以上の４人に１人は認知症になると言われていることから、今後も施設を増やす必要があると考えています。

⑤　特定施設入居者生活介護

市内の特定施設を利用している人は、市の被保険者が約３割であり、市内の特定施設の利用者の多くが市外の被保険者となっています。

しかしながら、中重度の要介護認定者においては、在宅サービスを個別に利用するより費用負担も比較的少なく、そのサービスを提供する高齢者向けの住宅が増加すると予測されることから、特定施設入居者生活介護の増加を見込んでいます。

⑥　居宅系サービス

泊まりや 24 時間の訪問介護や通所介護などの小規模多機能型居宅介護サービスや医療ニーズに対応した在宅サービスを増やすことで、地域で生活を続けることができるよう、また、在宅介護が困難であった人でも在宅介護が可能となるよう、毎年、公募を行い整備する必要があると考えています。

６．利用者数等の推計

第１号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎として、介護保険施設等の整備計画及び各サービスの利用状況等を考慮して、利用者数等を推計しました。

（１）施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用者数を推計すると、以下のとおりとなります。

施設・居住系サービスの利用者数の推計

（単位：人／月）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護保険施設サービス	1,796	1,808	1,821	1,862	1,905
介護老人福祉施設	976	980	985	992	1,000
介護老人保健施設	689	697	705	739	774
介護療養型医療施設	131	131	131	131	131
居宅（介護予防）サービス	366	393	423	538	653
特定施設入居者生活介護	296	312	331	413	501
介護予防特定施設入居者生活介護	70	81	92	125	152
地域密着型（介護予防）サービス	291	367	443	595	776
認知症対応型共同生活介護	290	308	326	362	398
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	58	116	232	377

（２）居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数等の推計

介護給付の対象となる居宅サービス、地域密着型サービス等の利用者数とサービス量を推計すると、以下のとおりとなります。

居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数等の推計

（年間）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス	訪問介護	利用者数（人）	24, 780	25, 920	27, 204	30, 936	35, 748
		利用回数（回）	494, 948	517, 484	542, 494	617, 234	715, 117
	訪問入浴介護	利用者数（人）	1, 896	2, 052	2, 220	2, 664	3, 168
		利用回数（回）	10, 037	10, 963	12, 000	15, 041	19, 583
	訪問看護	利用者数（人）	12, 384	13, 104	13, 896	16, 356	19, 824
		利用回数（回）	115, 848	123, 815	132, 666	160, 980	205, 163
	訪問リハビリテーション	利用者数（人）	2, 352	2, 532	2, 736	3, 348	3, 972
		利用回数（回）	27, 976	30, 372	33, 023	41, 389	51, 155
	居宅療養管理指導	利用者数（人）	12, 276	13, 092	14, 004	16, 860	20, 280
	通所介護	利用者数（人）	31, 608	18, 012	19, 080	22, 284	26, 832
		利用回数（回）	316, 799	182, 364	195, 144	234, 689	296, 152
	通所リハビリテーション	利用者数（人）	10, 512	11, 004	11, 544	13, 152	15, 192
		利用回数（回）	88, 234	93, 446	99, 232	116, 950	142, 759
	短期入所生活介護	利用者数（人）	7, 596	8, 016	8, 496	9, 960	11, 964
		利用回数（日）	91, 492	97, 354	103, 776	124, 448	155, 454
	短期入所療養介護	利用者数（人）	1, 584	1, 740	1, 896	2, 340	2, 772
		利用回数（日）	16, 253	17, 915	19, 753	24, 962	30, 965
	特定施設入居者生活介護	利用者数（人）	3, 552	3, 744	3, 972	4, 956	6, 012
	福祉用具貸与	利用者数（人）	35, 724	37, 620	39, 720	46, 116	55, 020
	特定福祉用具販売	利用者数（人）	864	936	1, 056	1, 332	1, 536
	住宅改修	利用者数（人）	756	792	828	948	1, 092
居宅介護支援		利用者数（人）	58, 044	60, 972	64, 236	73, 908	86, 976
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人）	720	1, 080	1, 440	2, 520	4, 320
	夜間対応型訪問介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	利用者数（人）	996	1, 044	1, 092	1, 248	1, 452
		利用回数（回）	11, 676	12, 224	12, 839	14, 682	17, 015
	小規模多機能型居宅介護	利用者数（人）	2, 592	3, 804	4, 800	7, 380	11, 568
	認知症対応型共同生活介護	利用者数（人）	3, 480	3, 696	3, 912	4, 344	4, 776
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数（人）	0	696	1, 392	2, 784	4, 524
	複合型サービス	利用者数（人）	696	1, 044	1, 392	2, 436	4, 176
	地域密着型通所介護	利用者数（人）	0	15, 348	16, 260	18, 984	22, 860
		利用回数（回）	0	155, 347	166, 234	199, 920	252, 277

※平成 28 年（2016 年）度以降の通所介護の利用者数、利用回数については、定員 18 名以下の地域密着型通所介護への移行を考慮しています。

（３）介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数等の推計

予防給付の対象となる介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の利用者数とサービス量を推計すると、以下のとおりとなります。

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数等の推計

（年間）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	利用者数（人）	23, 808	24, 948	10, 476	0	0
	介護予防訪問入浴介護	利用者数（人）	72	144	216	276	324
		利用回数（回）	379	780	1, 237	1, 651	2, 068
	介護予防訪問看護	利用者数（人）	2, 952	3, 168	3, 408	4, 164	4, 980
		利用回数（回）	24, 754	26, 777	29, 099	36, 737	46, 680
	介護予防 訪問リハビリテーション	利用者数（人）	408	492	588	756	864
		利用回数（回）	4, 604	5, 570	6, 667	8, 678	10, 487
	介護予防居宅療養管理指導	利用者数（人）	1, 560	1, 836	2, 148	2, 724	3, 144
	介護予防通所介護	利用者数（人）	21, 396	22, 704	9, 648	0	0
	介護予防 通所リハビリテーション	利用者数（人）	4, 308	4, 512	4, 752	5, 460	6, 300
	介護予防短期入所生活介護	利用者数（人）	420	504	612	768	888
		利用回数（日）	2, 028	2, 471	2, 982	4, 012	5, 090
	介護予防短期入所療養介護	利用者数（人）	12	12	12	12	12
		利用回数（日）	26	28	30	37	48
	介護予防 特定施設入居者生活介護	利用者数（人）	840	972	1, 104	1, 500	1, 824
	介護予防福祉用具貸与	利用者数（人）	14, 772	15, 684	16, 728	19, 992	24, 048
	特定介護予防福祉用具販売	利用者数（人）	648	684	768	972	1, 116
	介護予防住宅改修	利用者数（人）	840	876	924	1, 056	1, 224
介護予防支援		利用者数（人）	44, 004	46, 344	34, 200	39, 864	46, 836
地域密着型介護予防サービス	介護予防 認知症対応型通所介護	利用者数（人）	0	0	0	0	0
		利用回数（回）	0	0	0	0	0
	介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用者数（人）	372	552	696	1, 092	1, 728
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	利用者数（人）	12	12	12	12	12

※平成 29 年（2017 年）度以降の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援については、総合事業の開始に伴う予防給付から地域支援事業への移行を考慮しています。

7．給付費の推計

（１）介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

利用者数とサービス量の推計に基づいて介護給付費を算出すると、以下のとおりとなります。

介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費　計	16, 145, 071	17, 266, 622	18, 443, 276	21, 804, 629	26, 616, 581
居宅サービス	7, 879, 700	7, 090, 208	7, 535, 382	8, 976, 397	10, 991, 684
訪問介護	1, 386, 185	1, 446, 551	1, 516, 112	1, 724, 820	1, 999, 223
訪問入浴介護	122, 890	133, 791	146, 198	183, 457	238, 846
訪問看護	561, 124	598, 270	640, 561	776, 250	988, 939
訪問リハビリテーション	81, 268	88, 077	95, 768	120, 079	148, 376
居宅療養管理指導	129, 812	138, 161	147, 634	177, 619	213, 674
通所介護	2, 563, 356	1, 473, 123	1, 576, 311	1, 898, 281	2, 399, 881
通所リハビリテーション	820, 911	867, 727	921, 093	1, 086, 099	1, 327, 189
短期入所生活介護	776, 923	824, 733	878, 496	1, 051, 973	1, 312, 944
短期入所療養介護	164, 441	180, 556	198, 676	250, 711	311, 223
特定施設入居者生活介護	659, 991	694, 119	732, 582	914, 571	1, 110, 587
福祉用具貸与	518, 263	545, 119	574, 686	666, 314	794, 680
特定福祉用具販売	27, 143	29, 426	33, 195	41, 695	48, 344
住宅改修	67, 393	70, 555	74, 070	84, 528	97, 778
居宅介護支援	819, 436	859, 123	904, 870	1, 041, 582	1, 226, 356
地域密着型サービス	1, 733, 930	3, 579, 313	4, 222, 668	5, 863, 769	8, 327, 459
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	123, 213	184, 899	246, 702	431, 888	741, 183
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	127, 756	133, 493	140, 182	160, 328	185, 756
小規模多機能型居宅介護	467, 590	685, 722	864, 662	1, 330, 309	2, 086, 600
認知症対応型共同生活介護	853, 847	904, 108	957, 300	1, 063, 002	1, 168, 820
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	174, 489	348, 979	698, 481	1, 135, 228
複合型サービス	161, 524	241, 719	322, 060	562, 707	965, 529
地域密着型通所介護	0	1, 254, 883	1, 342, 783	1, 617, 054	2, 044, 343
施設サービス	5, 712, 005	5, 737, 978	5, 780, 356	5, 922, 881	6, 071, 082
介護老人福祉施設	2, 878, 688	2, 886, 040	2, 903, 200	2, 933, 812	2, 967, 430
介護老人保健施設	2, 267, 548	2, 287, 487	2, 312, 705	2, 424, 618	2, 539, 201
介護療養型医療施設	565, 769	564, 451	564, 451	564, 451	564, 451

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※平成 28 年(2016 年)度以降の通所介護の給付費については、定員 18 名以下の地域密着型通所介護への移行を考慮しています。

（２）予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

利用者数とサービス量の推計に基づいて予防給付費を算出すると、以下のとおりとなります。

予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
予防給付費　計	1,921,792	2,055,596	1,385,622	1,090,901	1,333,407
介護予防サービス	1,701,206	1,812,590	1,185,061	838,243	1,004,704
介護予防訪問介護	453,710	474,729	199,425	0	0
介護予防訪問入浴介護	3,146	6,308	9,907	13,062	16,110
介護予防訪問看護	91,461	98,805	107,404	135,699	172,288
介護予防訪問リハビリテーション	12,901	15,563	18,612	24,227	29,277
介護予防居宅療養管理指導	15,236	17,884	20,876	26,418	30,506
介護予防通所介護	677,009	716,742	304,733	0	0
介護予防通所リハビリテーション	173,570	181,535	191,157	220,254	255,011
介護予防短期入所生活介護	14,402	17,469	21,035	28,293	35,906
介護予防短期入所療養介護	167	179	193	238	308
介護予防特定施設入居者生活介護	79,371	93,313	109,170	150,582	183,362
介護予防福祉用具貸与	89,515	94,945	101,193	120,771	145,716
特定介護予防複用具販売	18,763	19,680	21,987	27,663	31,630
介護予防住宅改修	71,955	75,438	79,369	91,036	104,590
介護予防支援	191,281	201,062	148,370	172,940	203,224
地域密着型介護予防サービス	29,305	41,944	52,191	79,718	125,479
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	26,817	39,511	49,758	77,285	123,046
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,488	2,433	2,433	2,433	2,433

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※平成 29 年(2017 年)度以降の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援については、総合事業の開始に伴う予防給付から地域支援事業への移行を考慮しています。

（３）標準給付費見込額

第６期計画期間の標準給付費見込額（保険給付費見込額と算定対象審査支払手数料の合計額）は約 605 億円となります。

なお、総給付費については、介護給付費と予防給付費の合計額に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を勘案して算出しています。また、特定入所者介護サービス費等給付額については、補足給付の見直しに伴う財政影響額等を勘案しています。

標準給付費見込額

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費見込額	19,159,357	20,366,796	20,935,497	24,153,711	29,450,825
保険給付費見込額	19,143,354	20,350,042	20,917,719	24,133,330	29,427,460
総給付費	17,965,574	19,157,766	19,660,490	22,696,790	27,698,338
介護給付費	16,145,071	17,266,622	18,443,276	21,804,629	26,616,581
予防給付費	1,921,792	2,055,596	1,385,622	1,090,901	1,333,407
特定入所者介護サービス費等給付額	663,914	648,591	680,298	782,321	883,640
高額介護サービス費等給付額	465,243	492,241	522,341	568,099	730,856
高額医療合算介護サービス費等給付額	48,623	51,444	54,590	86,120	114,625
算定対象審査支払手数料	16,003	16,753	17,778	20,381	23,365

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※平成 29 年（2017 年）度以降の予防給付費については、総合事業の開始に伴う予防給付から地域支援事業への移行を考慮しています。

※総給付費については、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を勘案しているため、介護給付費と予防給付費の合計額とは一致しません。

（４）地域支援事業費見込額

第６期計画期間の地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は約 27 億円となります。

平成 28 年(2016 年)度の地域支援事業費については、総合事業に向けた体制整備等の費用として介護予防事業の拡充の費用を見込んでいます。

平成 29 年(2017 年)度の地域支援事業費については、総合事業の開始に伴う新規事業や予防給付費からの移行費用の増加、包括的支援事業として、地域包括支援センターの体制強化に係る費用、医療と介護連携推進や認知症施策、生活支援体制の整備など地域包括ケアシステム構築のための事業の拡充による費用を見込んでいます。

地域支援事業費見込額

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費見込額	477, 560	610, 656	1, 587, 140	2, 526, 362	2, 841, 782
介護予防・日常生活支援総合事業費※	74, 560	197, 656	1, 090, 140	2, 018, 906	2, 335, 273
包括的支援事業費・任意事業費	403, 000	413, 000	497, 000	507, 456	506, 509

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。
※介護予防・日常生活支援総合事業費については、平成 27 年(2015 年)度、28 年(2016 年)度は介護予防事業費となります。

（５）総事業費見込額

第６期計画期間の総事業費見込額（標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額）は約 631 億円となります。また、平成 27 年(2015 年)度と平成 37 年(2025 年)度を比較すると、約 127 億円（64%）の増加を見込んでいます。

総事業費見込額

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総事業費見込額	19, 636, 917	20, 977, 452	22, 522, 637	26, 680, 073	32, 292, 607
標準給付費見込額	19, 159, 357	20, 366, 796	20, 935, 497	24, 153, 711	29, 450, 825
地域支援事業費見込額	477, 560	610, 656	1, 587, 140	2, 526, 362	2, 841, 782

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。
※平成 29 年(2017 年)度以降の地域支援事業費については、総合事業の開始に伴う予防給付費からの移行を考慮しています。

８．介護保険料算定に必要な諸係数

（１）第１号被保険者が負担する割合

介護保険事業の財源は、保険給付費のうち50%は公費負担、残りの50%は介護保険料により負担されます。第１号被保険者と第２号被保険者の介護保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者数の人数比率に基づき、３年ごとに定められます。

第５期計画期間において、第１号被保険者の負担割合は21.0%でしたが、第６期計画期間では22.0%に上昇しています。

介護保険事業の財源構成

		保険給付費		地域支援事業費	
		居宅等	施設等	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
公費	国	20.0%	15.0%	25.0%	39.0%
	調整交付金	5.0%※	5.0%※	—	—
	県	12.5%	17.5%	12.5%	19.5%
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.5%
保険料	第１号被保険者	22.0%※		22.0%	22.0%
	第２号被保険者	28.0%		28.0%	—

※調整交付金交付割合は各市町村により異なり、５%に満たない分は第１号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

（２）調整交付金交付割合

国は、国の負担分のうち、全市町村の標準給付費の５%にあたる額を調整交付金として交付します。これは、市町村間の介護保険財政の格差を調整するために交付されるものであり、５%未満または５%を超えて交付される市町村があります。

明石市は、75歳以上の高齢者が占める割合が全国平均に比べて比較的低いなどの理由により、第６期計画期間における調整交付金の交付割合は、計画期間をとおして、約3.6%となると見込まれます。５%との差額、約1.4%分については、調整交付金不足額として第１号被保険者負担分相当額に含めた上で、介護保険料を算定します。

（３）介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるため、明石市介護保険給付費準備基金条例（平成 12 年条例第８号）に基づき設置されたもので、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すこととなっています。

給付実績を基にした推計によると、平成 26 年(2014 年)度末時点の基金積立額は約 16 億円と見込まれており、第６期計画期間においては、介護保険料の上昇による第１号被保険者の負担を抑えるため、基金を活用する見込みです。

（４）介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

①　一定以上所得者の利用者負担の見直し等（平成 27 年(2015 年)８月施行）

これまで、利用者負担割合については、一律１割でしたが、一定以上の所得の人の利用者負担割合を２割とします。対象者は第１号被保険者の上位 20%に該当する合計所得金額 160 万円以上の人です。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身 280 万円未満、２人以上世帯 346 万円未満の場合は１割負担となります。

また、自己負担限度額（高額介護サービス費）のうち、医療保険の現役並み所得に相当する人の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げます。

②　特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（平成 27 年(2015 年)８月施行）

施設入所等に係る費用のうち、食費や居住費は本人の全額自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入所者については、その申請に基づき、補足給付を支給し、負担を軽減しています。預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、介護保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案するなど見直しを行います。

＜平成 27 年(2015 年)８月施行＞

・預貯金等の勘案（預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下）
・配偶者の所得の勘案（別世帯の配偶者が住民税非課税）

＜平成 28 年(2016 年)８月施行＞

・非課税年金(遺族年金、障害年金)の勘案

③　第１号被保険者の多段階化・軽減強化（平成 27 年(2015 年) ４月施行）

所得水準に応じてきめ細かな介護保険料設定を行うため、また、多くの市町村で特例第３・特例第４段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、国が示す保険料段階設定が、第５期計画期間における標準６段階から標準９段階に見直されました。なお、第５期計画期間と同様、引き続き保険者の判断による弾力化は可能です。

また、低所得者の介護保険料軽減を図るため、市町村民税非課税世帯（第１～第３段階）については、新たに給付費の５割の公費とは別枠で公費を投入する仕組みを平成 27 年(2015 年)度から段階的に導入する予定です。

（Ⅰ）　平成 27 年(2015 年) ４月施行（所要額：221 億円）
市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者（第１段階）を対象として実施（65 歳以上の約２割）

（Ⅱ）　平成 29 年(2017 年) ４月施行（所要見込額：約 1,400 億円）
消費税 10%引き上げ時に、市町村民税非課税世帯全体（第１～第３段階）を対象として完全実施（65 歳以上の約３割）

国が示す介護保険料基準額に対する賦課割合

	軽減前	軽減後	
	平成 27～29 年度	平成 27・28 年度	平成 29 年度(予定)
第１段階	0.50	0.45	0.30
第２段階	0.75	0.75(軽減なし)	0.50
第３段階	0.75	0.75(軽減なし)	0.70

※別枠公費の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国が示す保険料段階の変更のイメージ図

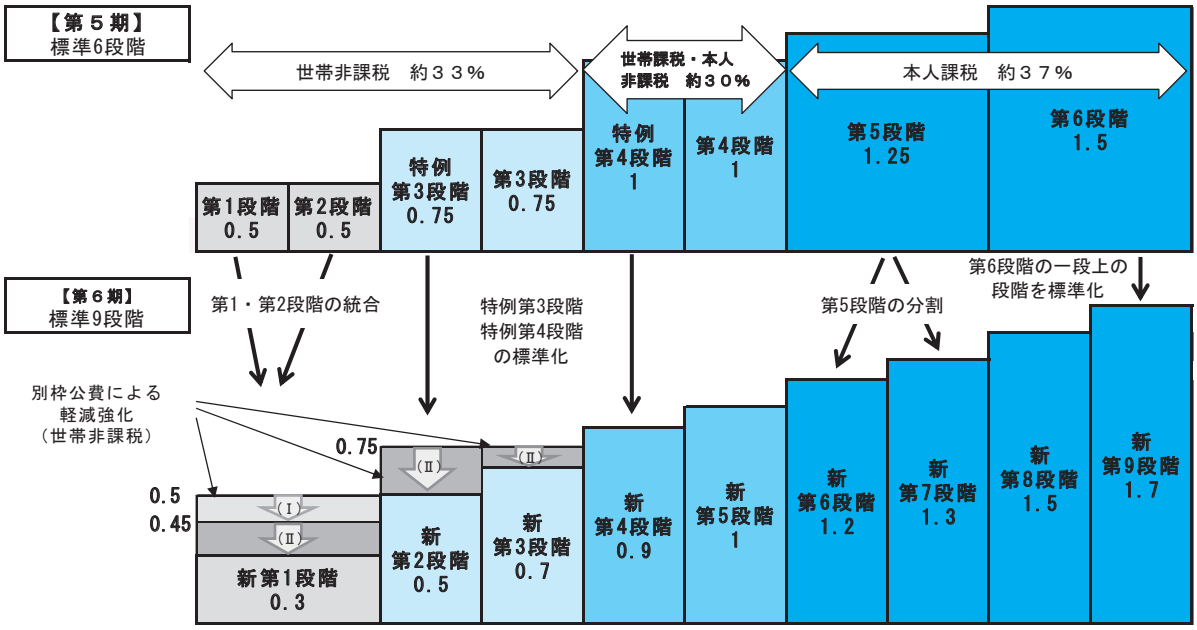

（５）予定保険料収納率

第５期計画期間の介護保険料算定において、予定保険料収納率を 98.5％と見込んで試算しましたが、実際の第５期計画期間における保険料収納率は 98.6％（平成 24 年(2012 年)度・平成 25 年(2013 年)度の実績値、平成 26 年(2014 年)度の計画値による平均値）と、ほぼ計画どおりの数値となりました。この実績に基づき、第６期計画期間においては、予定保険料収納率を 98.6％と設定します。

９．第１号被保険者の介護保険料

（１）第１号被保険者の保険料収納必要額

第６期計画期間における総事業費見込額（約 631 億円）に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、３年間の保険料収納必要額は約 148 億円と見込まれます。

第１号被保険者の保険料収納必要額

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総事業費見込額	19, 636, 917	20, 977, 452	22, 522, 637	63, 137, 006
標準給付費見込額	19, 159, 357	20, 366, 796	20, 935, 497	60, 461, 650
地域支援事業費見込額	477, 560	610, 656	1, 587, 140	2, 675, 356
第１号被保険者負担分相当額	4, 320, 122	4, 615, 039	4, 954, 980	13, 890, 141
調整交付金不足額	268, 231	285, 135	308, 359	861, 724
保険料収納必要額				14, 751, 866

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

（２）第６期介護保険料の金額と賦課割合

①　保険料段階の設定

市では、第５期計画期間において、所得に応じた介護保険料となるよう国の標準段階よりも保険料段階を多段階化しました。第６期計画期間においても、第５期計画期間の保険料との差が少なくなるように、また、より所得に応じた介護保険料となるように、さらなる多段階化を実施し、次のとおり第 14 段階までの保険料段階を設定します。介護保険料の算定にあたっては別枠公費投入による軽減前の賦課割合を用いることとされているため、次表の賦課割合は軽減前のものとなります。

なお、第２段階の保険料については、低所得者軽減の完全実施が延期されたことを考慮し、国の示す 0.75 の賦課割合ではなく、第５期計画期間における特例第３段階と同じ 0.63 の賦課割合とします。また、第５期計画期間からの急激な保険料の上昇を避けるため、第４段階については国の示す 0.90 ではなく 0.85 の賦課割合とし、第６段階以上については、国の示す標準モデルを基にして明石市独自の賦課割合を設定しています。

第６期介護保険料の保険料段階

<table>
<tr><th>保険料段階</th><th colspan="3">対象者</th><th>賦課割合</th></tr>
<tr><td>第１段階</td><td colspan="3">①生活保護受給者
②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者</td><td>基準額
×0.50</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td rowspan="4">本人が市民税非課税</td><td rowspan="2">世帯員全員が市民税非課税</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者</td><td>基準額
×0.63</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円超の者</td><td>基準額
×0.75</td></tr>
<tr><td>第４段階</td><td rowspan="2">世帯員に市民税課税者がいる</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者</td><td>基準額
×0.85</td></tr>
<tr><td>第５段階</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超の者</td><td>基準額</td></tr>
<tr><td>第６段階</td><td colspan="2" rowspan="9">本人が市民税課税</td><td>前年分の合計所得金額が 60 万円以下の者</td><td>基準額
×1.05</td></tr>
<tr><td>第７段階</td><td>前年分の合計所得金額が 60 万円超 120 万円未満の者</td><td>基準額
×1.18</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>前年分の合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満の者</td><td>基準額
×1.22</td></tr>
<tr><td>第９段階</td><td>前年分の合計所得金額が 150 万円以上 190 万円未満の者</td><td>基準額
×1.28</td></tr>
<tr><td>第 10 段階</td><td>前年分の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の者</td><td>基準額
×1.5</td></tr>
<tr><td>第 11 段階</td><td>前年分の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の者</td><td>基準額
×1.54</td></tr>
<tr><td>第 12 段階</td><td>前年分の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者</td><td>基準額
×1.77</td></tr>
<tr><td>第 13 段階</td><td>前年分の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者</td><td>基準額
×2.0</td></tr>
<tr><td>第 14 段階</td><td>前年分の合計所得金額が 800 万円以上の者</td><td>基準額
×2.1</td></tr>
</table>

② 補正第１号被保険者数

年度ごとの各保険料段階における被保険者数を推計すると、以下のとおりとなります。

各保険料段階における第１号被保険者数

保険料段階	人数（人）			賦課割合
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
第１段階	15,298	15,627	15,856	0.50※
第２段階	5,305	5,419	5,499	0.63※
第３段階	5,119	5,229	5,307	0.75※
第４段階	11,770	12,023	12,200	0.85
第５段階	7,356	7,514	7,625	1.0
第６段階	1,898	1,938	1,967	1.05
第７段階	5,817	5,943	6,030	1.18
第８段階	5,073	5,182	5,259	1.22
第９段階	5,386	5,502	5,583	1.28
第 10 段階	6,212	6,345	6,440	1.5
第 11 段階	2,141	2,187	2,219	1.54
第 12 段階	1,233	1,259	1,278	1.77
第 13 段階	398	407	413	2.0
第 14 段階	928	948	962	2.1
合計	73,934	75,523	76,638	

※第１段階から第３段階までについては、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

介護保険料の基準額を算定するために、実際の被保険者の人数ではなく、保険料段階ごとにばらつきのある賦課割合と人数を基準段階（第５段階）の被保険者数に置き換えた補正第１号被保険者数を用います。これは、上記表の各段階の人数にそれぞれの賦課割合を乗じ、足し合わせることによって算出するものです。これにより、第６期計画期間の３年間における補正第１号被保険者の合計は、219,183 人と見込まれます。

（単位：人）

補正第１号被保険者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
	71,673	73,214	74,296	219,183

③　第１号被保険者の介護保険料基準額

≪介護保険料基準額の試算≫

介護保険料は次の計算式によって、算出します。

介護保険料の算出方法

第１号被保険者の介護保険料基準額（月額）
＝保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正第１号被保険者数 ÷12

この式をもとに介護保険料を算出すると、第６期計画期間の介護保険料基準額は月額5,688円、年額68,256円となります。なお、保険料段階等を第６期計画期間と同じとして、このままの割合で利用率等が伸びると仮定した場合、介護保険料基準額は、平成32年（2020年）度には月額7,129円、平成37年（2025年）度には月額8,652円まで上昇すると試算されます。

≪介護保険給付費準備基金取崩し後の介護保険料基準額≫

介護保険給付費準備基金は、給付実績を基にした推計によると、平成26年（2014年）度末時点で、約16億円残る見込みです。介護保険料の上昇による第１号被保険者の負担を抑えるため、また、第７期計画期間以降の負担抑制も考慮して、第６期計画期間にはその半額（約８億円）を取り崩す予定です。

この基金を保険料収納必要額から差し引いて計算すると、第６期計画期間の介護保険料基準額は**月額5,380円**（308円の減額）、**年額64,560円**となります。

④　保険料段階別の第６期介護保険料

第６期介護保険料については、以下のとおりです。平成 27 年(2015 年)度及び平成 28 年(2016 年)度の第１段階の賦課割合については、別枠公費投入後の賦課割合（0.50 から 0.45 に軽減）を示しています。また、平成 29 年(2017 年)度の第１段階から第３段階の賦課割合についても、別枠公費投入後の賦課割合（第１段階は 0.45 から 0.30 に、第２段階は 0.63 から 0.50 に、第３段階は 0.75 から 0.70 にそれぞれ軽減）を示していますが、今後変更の可能性があります。

第６期介護保険料

保険料段階	対象者			平成 27・28 年度		平成 29 年度(予定)	
				賦課割合	年間保険料	賦課割合	年間保険料
第１段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者			基準額×0.45	29,052 円	基準額×0.30	19,368 円
第２段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者	基準額×0.63	40,672 円	基準額×0.50	32,280 円
第３段階			本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円超の者	基準額×0.75	48,420 円	基準額×0.70	45,192 円
第４段階		世帯員に市民税課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者	基準額×0.85	54,876 円	基準額×0.85	54,876 円
第５段階			本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超の者	基準額月額 5.380 円	64,560 円	基準額月額 5.380 円	64,560 円
第６段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 60 万円以下の者	基準額×1.05	67,788 円	基準額×1.05	67,788 円
第７段階			前年分の合計所得金額が 60 万円超 120 万円未満の者	基準額×1.18	76,180 円	基準額×1.18	76,180 円
第８段階			前年分の合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満の者	基準額×1.22	78,763 円	基準額×1.22	78,763 円
第９段階			前年分の合計所得金額が 150 万円以上 190 万円未満の者	基準額×1.28	82,636 円	基準額×1.28	82,636 円
第 10 段階			前年分の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の者	基準額×1.5	96,840 円	基準額×1.5	96,840 円
第 11 段階			前年分の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の者	基準額×1.54	99,422 円	基準額×1.54	99,422 円
第 12 段階			前年分の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額×1.77	114,271 円	基準額×1.77	114,271 円
第 13 段階			前年分の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者	基準額×2.0	129,120 円	基準額×2.0	129,120 円
第 14 段階			前年分の合計所得金額が 800 万円以上の者	基準額×2.1	135,576 円	基準額×2.1	135,576 円

≪参考（第５期介護保険料）≫

第５期介護保険料

<table>
<tr><th>保険料段階</th><th colspan="3">対象者</th><th>賦課割合</th><th>年間保険料</th></tr>
<tr><td>第１段階</td><td colspan="3">①生活保護受給者
②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者</td><td>基準額
×0.50</td><td>29,880 円</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td rowspan="5">本人が市民税非課税</td><td rowspan="3">世帯員全員が市民税非課税</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者</td><td>基準額
×0.50</td><td>29,880 円</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者</td><td>基準額
×0.63</td><td>37,648 円</td></tr>
<tr><td></td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円超の者</td><td>基準額
×0.75</td><td>44,820 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４段階</td><td rowspan="2">世帯員に市民税課税者がいる</td><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者</td><td>基準額
×0.83</td><td>49,600 円</td></tr>
<tr><td>本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超の者</td><td>基準額
月額
4.980 円</td><td>59,760 円</td></tr>
<tr><td>第５段階</td><td colspan="2" rowspan="5">本人が市民税課税</td><td>前年分の合計所得金額が 125 万円以下の者</td><td>基準額
×1.16</td><td>69,321 円</td></tr>
<tr><td>第６段階</td><td>前年分の合計所得金額が 125 万円超 190 万円未満の者</td><td>基準額
×1.25</td><td>74,700 円</td></tr>
<tr><td>第７段階</td><td>前年分の合計所得金額が 190 万円以上 400 万円未満の者</td><td>基準額
×1.5</td><td>89,640 円</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>前年分の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者</td><td>基準額
×1.75</td><td>104,580 円</td></tr>
<tr><td>第９段階</td><td>前年分の合計所得金額が 600 万円以上の者</td><td>基準額
×2.0</td><td>119,520 円</td></tr>
</table>